

門別警察署からのお知らせ

1 飲酒運転の根絶

乗るのなら「なにで来た？」 乾杯前の 合言葉

(1)飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悪質、危険な犯罪です。

飲酒は安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断能力を低下させ、運転に大きな影響を及ぼし、重大事故に繋がる危険性を高めます。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを強く意識して、社会全体で飲酒運転を根絶する気運を醸成しましょう。

また、二日酔いでの運転も「飲酒運転」となりますので、飲酒した翌日に運転する場合は、身体にアルコールが残っていないかしっかり確認しましょう。

(2)飲酒運転は、運転者以外も処罰の対象！

飲酒運転は、運転者だけではなく、運転者以外の人も重い処罰があることを知っていますか。

車を運転する恐れのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。

(3)「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供するお店の方は、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合は、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

(4)飲酒運転情報の提供！

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶するため、「飲酒運転ゼロボックス」によるタイムリーな飲酒運転の情報提供等を受け付けています。

また、飲酒運転根絶に向けたアイデアも受け付けておりますのでご利用ください。

2 フィッシングによる個人情報等の詐取に注意！

公的機関や金融機関、ショッピングサイト、宅配業者等の実在する企業をかたるメールやSMS（ショートメッセージ）を送信し、偽サイトに誘導した上で、クレジットカード情報や個人情報を入力させ詐取するフィッシングの被害が増加しています。

詐取された情報が悪用されると金銭的な被害に遭ってしまいます。

フィッシング被害を防ぐためのポイント

○受信したメールやSMSの本文中のURLリンクは安易に開かない。

○個人情報などを扱うWebサイトは、あらかじめ登録したブックマーク（お気に入り）や公式アプリを利用してアクセスする。

○ブラウザのブロック認定（セーフブラウジング）を有効にする。

○セキュリティソフトを導入し、常に最新の状態にアップデートする。

○実在する企業や組織をかたったメールを受信した場合には、内容を鵜呑みにせず、必要があれば直接電話したり、公式ホームページから問い合わせる。

3 暴力団追放のお願い

警察は、暴力団の壊滅に向けた強力な取締りをしております。

皆さんも、「三ない運動+1」～暴力団を「利用しない」、「恐れない」、「金を出さない」、「交際しない」を合言葉に、社会から暴力団を追放しましょう。

4 薬物乱用の防止～薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により、以前と同様の生活を続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しの付かない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

薬物に関してのご相談は、門別警察署までお寄せください。

5 不法就労・不法滞在撲滅に関するお願い

外国人技能実習制度を悪用した不法滞在や不法就労などの犯罪が起きています。

これらの犯罪には国際的な犯罪組織の関与が疑われていて、地域の安全を脅かしています。

犯罪の防止や検挙には皆さんからの情報が重要です。「おかしいな？」と思ったら警察への連絡をお願いします。

🗨 門別警察署

☎ 01456-2-0110

🏠 門別警察署ホームページ

<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/00ps/s-monbetsu-syo/>

hokkaido.lg.jp/00ps/s-monbetsu-syo/



門別警察署
マスコット
キャラクター
「門別ナイト」

無料 特設人権・困りごと相談所
開設のお知らせ

日時	①12月4日(月) 午前10時～午後3時 ②12月8日(金) 午前10時～午後3時
場所	①日高地区 サンポッケ(2階 小会議室) ②門別地区 門別公民館(2階 第2研修室)
担当者	①日高地区人権擁護委員 ②門別地区人権擁護委員
相談内容	・いじめ・虐待などの人権問題 ・離婚・相続に関すること ・セクハラ・パワハラに関すること ・その他

どんなことでもお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。予約は不要です。

🗨 日高人権擁護委員協議会 札幌法務局日高支局

☎ 0146-42-0415

広報、ホームページに広告を掲載しませんか？

町では、町有財産を広告媒体として活用し、広告収入による新たな財源を確保するとともに、町と協同する企業等の活動と、町の施策及び事業との相乗効果を図るため有料広告を募集します。詳細については町ホームページ (<https://www.town.hidaka.hokkaido.jp/site/userguide/advertising.html>) または役場企画財政課までお問い合わせください。

従来は掲載不可としていた求人広告(町内の事業所に関するものに限る、掲載枠の制限等の条件あり)の掲載が可となりました。



○広報ひだかへの広告掲載

① 広告枠1 縦40mm 横55mm 3,300円
② 広告枠2 縦40mm 横80mm 5,500円
③ 広告枠3 縦40mm 横170mm 11,000円
④ 広告枠4 縦120mm 横80mm 16,500円
⑤ 広告枠5 縦120mm 横170mm 33,000円
⑥ 広告枠6 縦240mm 横170mm 55,000円

- ①縦4.0cm×横5.5cm ④縦12.0cm×横8.0cm
- ②縦4.0cm×横8.0cm ⑤縦12.0cm×横17.0cm
- ③縦4.0cm×横17.0cm ⑥縦24.0cm×横17.0cm

○ホームページバナー広告

縦60ピクセル×横180ピクセル

🗨 役場企画財政課 まちづくり・広報統計グループ ☎ 01456-2-6181

